

三戸町防犯灯設置管理要綱

令和元年5月8日 制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、夜間における犯罪及び交通事故等の防止を図り、住民の安全に資するため、町が予算の範囲内で設置する防犯灯の設置及び維持管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯 夜間における犯罪及び交通事故等の防止を図り、住民の安全に資するため、町が設置及び維持管理する照明灯（交通量の多い幹線道路や交差点、橋梁に設置された道路照明施設は除く。）をいう。
- (2) 電柱等 東北電力株式会社及び東日本電信電話株式会社が所有する電柱及び電話柱をいう。
- (3) 鋼管ポール 防犯灯を設置する鋼管柱をいう。

(設置基準)

第3条 防犯灯の設置は、次の各号によるものとする。

- (1) 児童生徒の通学路又は防犯及び交通安全上特に必要と認められる箇所とする。
- (2) 町道及びその他の公共の用に供されている道路（以下「公道」という。）の上に設置する。ただし、公道が専ら集合住宅及び寺社等の特定の施設の利用者その他特定少数の利用者のみを対象として供用されているものである場合には、設置しないことができる。
- (3) 既存の防犯灯又は照明施設から概ね50メートル以上間隔がある箇所とする。
- (4) 防犯灯は、電柱等に添架するものとする。ただし、添架できる電柱等がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールにより設置する。
- (5) その他町長が必要と認める箇所とする。

(防犯灯の規格)

第4条 防犯灯の規格は、次の各号によるものとする。

- (1) 光源はLED、光色は白色系とする。
- (2) 電子式自動点滅器一体型とする。
- (3) 入力容量は、原則10VA未満とする。

(設置の申請)

第5条 町内会長が、新規に防犯灯の設置を申請するときは、防犯灯設置申請書（様式第1号）に必要な事項を記入し、毎年8月末までに町長に申請するものとする。

- 2 2箇所以上の防犯灯の設置を申請しようとする場合は、優先順位を明らかにしなければならない。

(設置の決定等)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、現地調査した上で設置の可否を決定し、その旨を防犯灯設置決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(施工及び管理)

第7条 町長は、防犯灯の設置を決定したときは、速やかに工事を施工し、設置後は、常にその適切な機能保持に努めるとともに損傷又は不点灯が発見された場合には、速やか

に補修しなければならない。

(防犯灯の移設等)

第8条 第3条に適しないもの及び町長が必要と認めたものについては、撤去又は移設をすることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、防犯灯の設置及び管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付則

この要綱は、令和元年5月8日から施行する